

---

○議長（土屋清武君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時20分）

---

◎議案第58号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋清武君） 日程第6、議案第58号 松崎町過疎地域自立促進計画の変更についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（長嶋精一君） 議案第58号 松崎町過疎地域自立促進計画の変更についてでございます。

詳細は担当より説明いたします。

（企画観光課長 高橋良延君 提案理由説明）

○議長（土屋清武君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

○8番（稲葉昭宏君） ちょっと1つお伺いします。

この過疎債につきましては、27年度までという期限が5年延長されて33年までということではなかったかと思えますけれども、これは33年から・・・、3月31日までということなのですが、それ以降の過疎債の適用は、国の方の動向はわかりますか。また延長できるのかできないのか、見通しというか、そこら辺のことは・・・。

○企画観光課長（高橋良延君） 平成33年度以降の過疎の計画の継続という形ですけれども、いまはっきりとした形では決まっておりませんが、国の方では、平成33年度以降の過疎法の延長については、要望しているという内容になります。

○議長（土屋清武君） ほかに質疑はありませんか。

○1番（深澤 守君） これは変更にあたって、追加の部分が基本計画の中に出てくるもの以外で追加して、その事業費自体が多少金額があがるというようなことはございますか。

○企画観光課長（高橋良延君） 事業費が上がるといいますか、概算事業費ということで、こちらの参考資料の方には、過疎計画の中に追加するものでございます。

ですから、これはあくまでも概算事業費ですので、やっていく中での確定した事業費という

ことになると、その増減というのはあるのかなとは思いますが、一応今のところの概算事業費という中で、この計画書の中には記載をしているものでございます。

それから、今回この計画を変更しなければならない一つの規定がありまして、この計画全体に及ぼす影響が大きいものについては、議会の議決を得てということが過疎法で定められています。

それは、いま言いました、例えば、産業の振興とか医療の確保という区分ごとにありますね。その区分ごとの概算事業費の合計の概ね2割を超える変更については、議会の議決を得て国に提出していただきたいという規定がございますので、これに基づきまして、今回議会の議決を求めるものでございます。

○1番（深澤 守君） それでは、具体的に、内容についての変更点を教えていただければと思います。

○企画観光課長（高橋良延君） 具体的な変更点を、いま申し上げましたけれども、この道の駅、旧依田邸の整備事業が一つ、もう一つは診療所の整備事業、これが2点目ということでございます。この2つの事業について過疎計画の中に盛り込むという形でございます。

○議長（土屋清武君） ほかに質疑はありませんか。

○8番（稲葉昭宏君） もう一つ聞きますけれども、これは、町内の説明会の時に、三聖苑の直売所の件が出まして、当局の方は、要するに、町の方からは1銭も出ない、金を出さないと・・・、実施計画に載っていますけれども、1億は過疎債でやるという・・・本当は地方創生の関係でもって1億出る。そうすると、これは見通しは完全に・・・、先のことからね。あまりあれしてもしょうがないんだけど、十分に適用できるという見通しがあるという確信があるということ・・・、だから、おそらく・・・。

町民の方は、三聖苑につくるんだけど、町から1銭も金が出ていないから、それなら別に少々赤字になってもどうってことないだろうという認識の町民が、出席した人の中にはそういう認識の人がいるようだったから、そこらをちちょっと聞いてみたんだけど、その辺はいかがですか。

○企画観光課長（高橋良延君） 住民説明会の時は、私も説明いたしました。事業をやるにあたって国の地方創生、あと過疎債を活用したい。

持ち出しがなにもないということではなく、極力を一般財源を少なくしたいと・・・、そういうことを活用しながら、町の一般財源の負担を少なくしながらやっていきたいと申し上げたつ

もりでおります。

ですから、全くゼロという形ではなくて、そこはそういった地方創生、過疎債を活用して、一般財源を極力少なくしていきたいということでは申し上げました。

あと、見通しはどうかということでありましたけれども、これについては、当然過疎債については過疎法により当然規定されているものでございまして、我われは、法律に基づき申請を行っております。

したがいまして、申請をしたら申請通りそれは採択されるものと我われは考えております。

最近では、平成28年度に幼稚園の建設事業と光ファイバー事業に対しまして過疎債の申請を行いまして、3億4690万円の過疎債の満額の採択があったということをお願い申し上げます。

○議長（土屋清武君） ほかに質疑はありませんか。

○2番（伴 高志君） 具体的に、いまご説明がありましたけれども、一つは、道の駅、旧依田邸の関係、それからもう一つは診療所の関係ということなんですけれども、これは、最初は主に建設費ということだと思いますけれども、その後の運営面といった・・・、運営費用、そこまでのことは盛り込まれてはいないでしょうか。

○企画観光課長（高橋良延君） こちらの過疎については、そういった施設の整備をするということであって、そこに対するこちらの事業費を載せているところでございます。

ですから、運営面の・・・、運営費用、経費については、この過疎計画・・・、まして過疎債の適用ということではできません。

○議長（土屋清武君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土屋清武君） 質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土屋清武君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土屋清武君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(土屋清武君) 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第58号 松崎町過疎地域自立促進計画の変更についての件を挙手により採決  
します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(土屋清武君) 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---